

# 香川県屋外広告物条例が改正されました

～広告物の点検義務が制度化されました～

平成27年2月に札幌市において、ビルの壁面に取り付けられた看板が落下して歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となっています。（国は、屋外広告物の安全性確保のため、平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しています。）

このような状況を踏まえ、香川県では、屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を防止する目的から、平成30年3月に、香川県屋外広告物条例及び同施行規則を一部改正し、屋外広告物の点検義務などを制度化しました。

※この条例は、高松市を除く香川県内の全域に適用されます。

〔高松市内については、高松市屋外広告物条例が適用されます。〕  
 問い合わせ先：高松市都市計画課（TEL 087-839-2455）

## 【改正の概要】

### 点検義務の制度化（平成30年3月23日施行）

屋外広告物の表示者、設置者、管理者に対して、**広告物の劣化の状況を点検**することが義務付けられました。

許可の要・不要を問わず、下記の広告物を除く**全ての広告物が点検の対象**です。

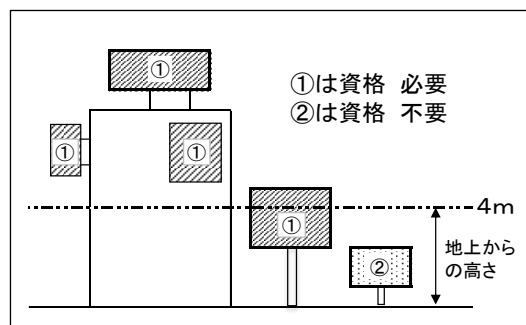
点検の対象から除外される広告物

はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、電柱巻付け広告、壁面等に直接塗装した広告、アドバルーン

### 有資格者による点検

**地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物**については、一定の有資格者が点検を実施しなければなりません。

点検者の資格
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・1級又は2級建築士</li> <li>・建築物調査員</li> <li>・第1種又は第2種電気工事士</li> <li>・（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者</li> </ul>



### 点検結果の報告義務（平成30年10月1日施行）

知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に、**申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果**を記録した「安全点検報告書」を提出することが義務付けられます。

点検結果の報告義務は、**平成30年10月1日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用**となります。

※許可を要しない屋外広告物の場合、点検は義務付けられますが、「安全点検報告書」の提出は不要です。

# 登録業者の皆様へのお願い

## 広告主さんに関係法令の周知を行いましょ

屋外に看板を設置するには、屋外広告物条例のほかにも建築基準法、道路法など様々な法令が関係してきます。どのくらいの大きさの看板を作ることができるのか、どんな手続きが必要なのか、広告主さんはあまり知らないものです。

広告主さんへの関係法令の周知や手続の案内は、屋外広告業者の社会的責任でもあります。

## 広告主さんに維持管理の重要性を理解してもらいましょ

適切な維持管理がなされていない広告物は落下・飛散などの事故を起こし、時に人身に被害を及ぼす可能性があります。ひとたび事故が起これば、会社やお店の信用を落とすだけでなく、賠償責任を問われる場合もあります。そのようなリスクを広告主さんに説明し、看板を安全な状態に維持・管理することの重要性について理解してもらいましょ。

## 広告主さんに定期的な安全点検を提案しましょ

看板は雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境に常にさらされています。見た目は問題なくとも、看板内部では腐食が進んでいることも多く、目視による点検だけでは限界があります。看板設置後も広告主さんをフォローし、適切な時期に必要な点検を実施するよう提案しましょ。



「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」をご活用ください  
学識経験者、国土交通省、自治体職員、業界団体から構成される屋外広告物適正化委員会が「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を作成していますので、ご活用ください。

**看板の落下事故は会社やお店の信用も落とします！**

香川県屋外広告物条例に関する問い合わせ先

香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ 屋外広告物担当

TEL 087-832-3559

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/kfvn.html>

かがやくけん、かがわけん。

